

平成30年度【第1回】島根県民いきいき活動促進委員会 【議事要旨】

日時:平成30年7月19日(木)

13:10~14:40

場所:島根県松江合同庁舎 603 会議室

出席状況

○委員(出席 17名)

毎熊委員長、小倉副委員長、金野副委員長、大森委員、恩田委員、岸委員、高木委員、田原委員、田村委員、中岡委員、中野委員、原田委員、本藤委員、松崎委員、森山委員、若菜委員、和田委員

○事務局(8名)

松本部長、中川参事、吾郷課長、山名室長、佐草企画幹、山根企画員、安達企画員、上野主任主事

1. 開会

2. あいさつ 松本環境生活部長

3. 新任委員について

田村委員、田原委員、恩田委員の紹介

4. 報告事項

事務局から以下の内容について、資料に沿って報告。

(1) 審査委員会等について

(2) NPO活動推進室の事業概要について

①平成30年度NPO活動推進室事業概要

②島根県民いきいき活動促進基本方針の活動指標

③基本問題検討部会の設置

④島根県民いきいき活動奨励賞

(3) 平成30年7月豪雨におけるしまね社会貢献基金による対応について

【質疑応答】

委員 「平成30年7月豪雨におけるしまね社会貢献基金の対応について」の応募資格者が【災害救援】に係る団体だけでは狭すぎるのではないか。例えば、環境を保全する活動とか、地域安全活動なども、災害支援事業という解釈も出来ると思う。

事務局 意見を参考にさせていただき、今後万が一あれば考えさせていただきたい。

委員 7月豪雨の被災地支援の活動の場所は、島根県内でなくてもよいのか？

事務局 鳥取地震の活動を支援した事例もあり、今回も活動場所は限定しない。

委員 県外では災害に特化したNPOが育ってきている。島根県も災害に対応できるNPOを育成していただくと助かる。

事務局 災害時には、災害救援部局だけではなくて、行政の様々なセクションやNPO、企業などが連携して行動をおこす必要がある。現在、国において、平常時から連携、協働できる体制の検討が始まっている。今後、ご報告出来る事があれば、情報提供させていただきたい。

5. 審議事項

しまね社会貢献基金事業の改正について事務局から説明。

① 団体活動支援事業

申請事業の事前着手について

② 寄附者設定テーマ事業

「テーマ指定なし」寄附金の扱いについて

委員 寄附を頂いたものが長年おいておくよりは、回転良くやった方がよい。テーマ審査で甲乙つけがたい事業があれば、活用してもいいと思う。

①、②ともに一同承諾。

6. その他

○しまね社会貢献基金について

委員 寄附者設定テーマ事業に係る申請は、採択後に団体登録しても構わないというアナウンスをどの程度しているのか。登録していない団体がかなりいるのではないのかと思う。

事務局 応募資格者は基金登録団体か、採択されてから登録する予定の団体ということ、募集要項の中に、記載をしている。

また、県内すべてのNPO法人と、把握出来るすべての任意団体に案内している。

委員 登録は、一般社団法人はできるのか。一般社団法人は色々あるが。

委員長 登録できる団体は、NPO法人と任意団体に限られている。しかし、限定しなくてもいいのではないのかという意見が検討部会ででている。

委員 一般社団法人のうち、非営利型かどうか、一つの基準になると思う。ふるさと島根定住財団の助成金は一般社団法人でも応募が可能であるが、財源等を見て判断をして

いる。

委員長 一般社団法人というだけでは、幅が広がりすぎてしまうので、登録について条件を付けたり、申請事業の中身を判断する必要がある。

委員 一般社団法人でも非営利型を選べば、ホームページなどで情報公開をするという要件が入る。しっかりと情報公開してもらえれば、登録は問題無いと思う。

委員長 その点について議論した方がいいという話しになれば、部会で少し早めに議論したい。

事務局 一般社団法人等を登録に含めるにあたり、何らかの条件はつけないといけないと思う。現在、ふるさと島根定住財団が行っている条件等を参考にしながら、ご相談させていただきたい。

委員長 県民いきいき活動推進委員会のメンバーも、いきいき活動実践者としては NPO 法人が対象だった。本当に NPO 法人だけでいいのかどう声は前からあり、基本方針の改訂時に考える必要がある。

ただ、広げた時に、どうアプローチしていけばいいのかという難しさもある。

委員 今回の寄附者設定テーマ事業である「宍道湖を中心とした水辺の環境保全」は応募がなしたが、この額は繰り越しになるのか。

事務局 次回公募を行う予定。

委員 「科学技術振興」のテーマも 10 万円が繰り越しになっているが、過去の事例や、10 万円のできる事業アイデアを出していただいた方が、これから応募をする人は考えやすい。

委員 募集があるのに、応募がないのは、もったいないという気がする。対応の1つとして、対象を一般社団法人にも広げることがあるが、外には、この基金の普及啓発について、県で今後の予定があるか。

事務局 一般公募をしている状態で、個別団体に対して声かけは難しい。幅広い団体にホームページでの広報や募集要項の送付という方法、また、行政の関係する部門から、そのときの助成事業に関連する NPO や、任意団体に紹介いただくことしかできない。

委員 応募したけれど、不採択となった団体の話を聞いたことがあるが、審査方法についても

改善していかないと応募団体は増えないと思う。

委員 同じような悩みが、他の助成金でもあり、分野によっては応募がない場合もある。事務局は「この分野は今年度は応募がありませんでした」という情報を出すようにした。

また、募集期間が始まってしまうと、事務局としては働きかけが出来ないので、それ以外の期間に声かけをする。

事務局 県としても、募集が始まると直接団体に働きかけるのは難しい。

ただ、行政の中で地域に入って事業を行っているたくさんのセクションがある。そこから直接、地域の団体に基金のことを伝えて頂くことはできる。

また、企業と関わっているセクションから基金のことを伝えて頂くなど、県や市町村の様々な部局の協力をもらって、PRしていくことを考えたい。

委員 団体活動支援事業については、次回から事業申請時に届を出せば、着手可能となったが使えるお金の額はいつ示していただけるものなのか

事務局 例年 3、6、10月に審査会を開催する。審査会の約1ヶ月前には使える上限額をご案内する予定である。

委員 寄附をされる企業側から言うと決算の時期に寄附額が確定するので、3月末が多い。

NPO 法人は3月末には、入った寄附額で次年度 6 月の審査に間に合うように企画書を書く。上限金額を教えてもらえる時期を決めておいてもらえれば、それを目安にして企画書を書ける。

事務局 募集を開始する時期を決めれば、審査会が1ヶ月半後にあっても、使えるのは6月の頭から使える事になる。そのあたりを検討してお示ししたい。

○県民いきいき活動奨励賞

委員 昨年度の8組の自薦、他薦は、どれぐらいの割合か。

事務局 8団体のうち3団体が他薦で、あとは自薦。年度によって割合は様々。

委員 県民いきいき活動奨励賞という県の事業が各市町村にも伝わっているかが疑問。日々地域で一生懸命社会貢献している団体はたくさんあるのに、市町村の担当から声掛けしていただいたりとか、詳しい説明をいただいたりとかすると、もっと応募があると思う。

7. 閉会